

健康保険料等口座振替依頼書

令和 年 月 日

東京中央卸売市場健康保険組合 御中

口座開設者	事業所所在地		告知番号
	(フリガナ)		
	事業所名称		
	(フリガナ)		
	代表者名		

下記により健康保険料等（一般保険料・調整保険料・介護保険料）を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納入告知書は、指定の金融機関宛送付してください。

1. 指定預金口座

金融機関名	銀行		支店	金融機関届出印
	信用金庫・信用組合			
金融機関番号	店番号	預金の種類	口座番号（右づめ）	
		1. 普通 2. 当座		

2. 振替納入指定日 納期の最終日（休日の場合は翌営業日）

3. 振替開始（予定） 令和 年 月納入分から（令和 年 月分保険料）

<p>1. 健康保険料等の納入告知書は、上記金融機関へお送り下さい。所定の振替日に上記指定預金口座から納入告知書記載の金額を払い出し、貴健康保険組合の指定口座に払い込みます。</p> <p>2. 所定の振替日に口座の資金が不足することのないよう十分注意します。万一資金不足により振替が出来ないときは、直ちに資金を補充します。また、所定振替日に振替が出来ない場合は、納入告知書を金融機関から貴健康保険組合に返却されても異議ありません。</p> <p>3. 都合により口座振替を解約する場合（移転、名義変更を含む）は、当方から貴健康保険組合へ通知します。</p> <p>4. 所定振替日に振替できなかった場合、あるいは貴健康保険組合の都合によりこの取り扱いを解約されても異議ありません。</p>

この届書は、**金融機関の確認印を受けて3枚とも健康保険組合にご提出下さい。**

口座振替を利用できるのは、当組合指定金融機関となります。 みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行 埼玉りそな銀行・三井住友信託銀行・きらぼし銀行 興産信用金庫・城北信用金庫・千葉信用金庫・埼玉信用金庫 高崎信用金庫・江東信用組合・館林信用金庫
--

金融機関確認印

健康保険料等口座振替依頼書

金融機関名

令和 年 月 日

御中

口座開設者	事業所所在地		告知番号
	(フリガナ)		
	事業所名称		
	(フリガナ)		
	代表者名		

下記のとおり、東京中央卸売市場健康保険組合に納入する健康保険料等（一般保険料・調整保険料・介護保険料）を口座振替により納付したいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

1. 指定預金口座

金融機関名	銀行		支店	金融機関届出印
	信用金庫・信用組合			
金融機関番号	店番号	預金の種類	口座番号（右づめ）	
		1. 普通 2. 当座		

2. 振替納入指定日 納期の最終日（休日の場合は翌営業日）

3. 振替開始（予定） 令和 年 月納入分から（令和 年 月分保険料）

- 東京中央卸売市場健康保険組合から私名義の納入告知書が貴行（金庫・組合）に送付されたときは、私に通知することなく、納入告知書記載の金額を上記預金口座から引き落としのうえ納入して下さい。この場合、預金規程又は当座勘定規程にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振り出しはしません。
- 振替日に、納入告知書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、納入告知書を返却しても差し支えありません。
- この契約を解除するときは、私から貴行（金庫・組合）並びに東京中央卸売市場健康保険組合に預金口座振替辞退（取消）通知書により届出します。なお、この届出がないまま長期間にわたり東京中央卸売市場健康保険組合から納入告知書の送付がない等、相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴行（金庫・組合）は、この契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても貴行（金庫・組合）の責めによる場合を除き、貴行（金庫・組合）には迷惑をかけません。

金融機関確認印

健康保険料等口座振替依頼書

令和 年 月 日

口座開設者	事業所所在地		告知番号
	(フリガナ)		
	事業所名称		
	(フリガナ)		
	代表者名		

下記のとおり、東京中央卸売市場健康保険組合に納入する健康保険料等（一般保険料・調整保険料・介護保険料）を口座振替により納付したいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

1. 指定預金口座

金融機関名	銀行		支店	金融機関届出印
	信用金庫・信用組合			
金融機関番号	店番号	預金の種類	口座番号（右づめ）	
		1. 普通 2. 当座		

2. 振替納入指定日 納期の最終日（休日の場合は翌営業日）

3. 振替開始（予定） 令和 年 月納入分から（令和 年 月分保険料）

<p>1. 東京中央卸売市場健康保険組合から私名義の納入告知書が貴行（金庫・組合）に送付されたときは、私に通知することなく、納入告知書記載の金額を上記預金口座から引き落としのうえ納入して下さい。 この場合、預金規程又は当座勘定規程にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振り出しはしません。</p> <p>2. 振替日に、納入告知書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、納入告知書を返却しても差し支えありません。</p> <p>3. この契約を解除するときは、私から貴行（金庫・組合）並びに東京中央卸売市場健康保険組合に預金口座振替辞退（取消）通知書により届出します。なお、この届出がないまま長期間にわたり東京中央卸売市場健康保険組合から納入告知書の送付がない等、相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴行（金庫・組合）は、この契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>4. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても貴行（金庫・組合）の責めによる場合を除き、貴行（金庫・組合）には迷惑をかけません。</p>

金融機関確認印